

地方独立行政法人佐世保市立総合病院

中期目標（案）

目 次

第1 中期目標の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 総合病院の使命
- 2 提供する医療サービス
- 3 医療人育成の充実・強化
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 法人運営管理体制の確立
- 2 業務運営の改善と効率化
- 3 人材の確保と育成

第4 財政内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 救急ワークステーションの充実
- 2 ボランティア制度の活用
- 3 分かりやすい情報の発信

佐世保市立総合病院（以下、「総合病院」という。）は、明治 23 年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展し、現在では、救命救急センターを始め、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院としての役割を担っている。

しかしながら、佐世保・県北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が進むなか、医療関係者の高齢化、慢性的な医師不足などの大きな問題に直面している。また、国の社会保障費抑制のための医療制度改革が進められ、市民の医療ニーズも多様化している。このような厳しい状況下において、総合病院が市民に質の高い医療を継続して提供していくためには、経営基盤を安定化させるとともに、医療技術の高度化に対応する体制を確立していかなければならない。

総合病院は、現在、地方公営企業法全部適用（以下、「全適」という。）による病院運営を行っている。

しかし、上記に述べた今後の医療環境の変化への対応を考えるうえで、全適での病院運営では、地方公務員法など法律の縛りがあり、人材の確保等の問題解決において限界が近づいていると考えられる。

そこで、外部の有識者で構成される佐世保市総合病院事業懇話会（以下、「懇話会」という。）に諮問し、今後の病院運営に関し検討を重ねてきた結果、平成 26 年 8 月懇話会より、佐世保・県北地域の医療崩壊を招かないためには、総合病院の長期的な安定運営が大切であり、総合病院が現在抱えている諸問題を解決するためには、現在の全適から地方独立行政法人へ経営形態を早期に移行する必要があるとの答申が示されたことから、総合病院の経営形態を平成 28 年 4 月に地方独立行政法人（以下、「法人」という。）へ移行することとした。

法人が目指す医療「佐世保・県北地域における地域完結型医療」を構築していくなかで、住民が安全でかつ安心して生活していくためには、行政、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療関係者、住民などが一体となって地域の医療を支えていく必要があり、総合病院は、最も高い水準の医療を担うとともに、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割を果たさなければならない。同時に、次世代を担う若い医療人の育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を実現し、地域の医療を長期的かつ安定的に確保していく必要がある。

よって、公共性、透明性、自主性という地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することを求め、ここに法人に示す基本的な方針である中期目標を定める。

地方独立行政法人佐世保市立総合病院中期目標（案）

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合病院の使命

総合病院が目指すべき医療として、次に掲げる項目を使命とすること。

(1) 地域医療への貢献

地域の病院や診療所と緊密な連携を結び、各医療機関による役割分担を推進すること。急性期及び一般急性期の患者を総合病院が受け持ち、症状が軽い患者や慢性期の患者は地域の身近なかかりつけ医が担うことにより「病院完結型医療」から脱し、「地域完結型医療」の推進を目指すこと。

(2) 医療人育成への貢献

院内及び佐世保・県北地域の医療従事者への教育研修体制を充実するとともに、次世代の担い手である若い医療人の教育の場も提供し、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割を果たすことによって、医療人育成に貢献すること。

(3) 医学研究への貢献

医療従事者の臨床研究活動の支援や治験等に積極的に取り組むことによって、最も高度な水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献すること。

2 提供する医療サービス

(1) 救急医療

平成26年4月に新築した「救命救急センター」について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。

並びに、救急隊及び初期・二次医療機関との連携を強化し、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域におけるその役割を果たすこと。

(2) がん医療

がん診療連携拠点病院として、外科治療、化学療法、放射線治療、その組み合わせによる集学的治療を提供するとともに、緩和ケアや在宅支援にいたるまでがん治療の幅広い領域を担うこと。

(3) 小児・周産期医療

佐世保・県北地域の小児救急および地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。

(4) 高度専門医療

佐世保・県北地域において、充実した医療提供体制および高水準の医療機器・設備を備える医療機関として重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。

(5) 政策医療

民間では担うことが困難で地域に不可欠な医療である三次救急、周産期医療、離島・へき地医療、結核・感染症医療、災害医療等については、公立病院の使命として市の保健福祉部門と連携しながら、今後も維持を図り、地域の安全・安心に努めること。

3 医療人育成の充実・強化

(1) 医師の研修制度の充実

若手医師にとって魅力的な研修プログラムを始めとする育成のための制度を整備すること。

(2) 看護師等の育成の強化

看護師等について、適正な人材に対する資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上とともに、地域の看護師等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。

また、学生等の研修を受け入れ、将来の医療人の育成にも貢献すること。

4 医学研究の推進

最高水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献するため、臨床研究活動を支援し、また治験等に積極的に取り組むとともに、研究成果の情報発信に努めること。これらによって、教育及び研究能力を有する優秀な人材が集まる場を醸成すること。

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

最も高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。

(2) 医療従事者の確保

医師、看護師をはじめとする医療従事者にとって働きやすい環境を整備して人材の安定確保を図り、マグネットホスピタルとなるような魅力ある病院を目指すこと。

なお、医療従事者の確保対策においては地域の医療資源の不足に十分配慮すること。

(3) 患者サービスの向上

患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境整備、信頼できる病院運営に努めること。

(4) 安全性の高い信頼される医療

医療安全を確保し医療事故防止のため、職員の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図るとともに、診療録の適正管理、診療情報の適正な提供に努めること。

また、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院としてふさわしい行動規範と職業倫理

を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うとともに、信頼の基礎となる地域や患者に対する広報機能の強化に努めること。

(5) 臨床指標の充実及び開示

医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標の評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を開示するとともに、医療の質の向上を図ること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営を的確に行うため、理事会等の組織体制を整備して経営責任を明確にし、法人内での適切な権限配分による自立性の拡大を図ること。

また、地方独立行政法人の特性である理事長のリーダーシップの発揮や柔軟且つ適切な人員の確保・配置による効率的・効果的な運営体制を確立し、迅速な意思決定や民間的経営手法の導入とともに単年度予算主義ではない柔軟性のある予算執行を実施すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 収益の向上

適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保すること。

(2) 費用の削減

医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や後発医薬品の導入促進、民間委託等の適正な推進など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。

3 人材の確保と育成

意欲を引き出す人事給与制度の構築や教育研修・福利厚生の充実を図り、職員が働きやすい魅力ある職場環境の確保に努めること。

第4 財政内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。

また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 救急ワークステーションの充実

救急ワークステーションの充実を図ること。

2 ボランティア制度の活用

ボランティアを活用したサービスの向上を目指すこと。

3 分かりやすい情報の発信

ホームページや市民公開講座、広報紙等を利用し、市民へ向けて分かりやすく病院情報（診療内容など）や病気に関する情報などを提供すること。